

UDRP と JP-DRP の対比表

2019年10月3日
DRP 検討委員会 第2回会合
資料2

作成 弁護士 山口裕司 (2018年12月3日)

紛争処理方針

<p>統一ドメイン名の紛争解決ポリシー</p> <p>このページは以下の言語でもご覧いただけます。</p> <p>採用されたポリシー： 1999年8月26日</p> <p>承認された施行文書： 1999年10月24日</p> <p>この文書は、情報提供だけを目的として複数の言語に翻訳されています。 (英語の)信頼できる原文は、以下から入手できます。 http://www.icann.org/en/dndr/udrp/policy.htm</p> <p>注：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本ポリシーは現在有効です。 実施スケジュールについては www.icann.org/udrp/udrp-schedule.htm を参照してください。 2. 本ポリシーは、ICANN に認定されたすべてのレジストラに採用されています。 また国別トップレベルドメイン (.nu, .tv, .ws 等) の特定の管理者にも採用されています。 3. このポリシーは、レジストラ (または国別コードトップレベルドメインの場合はその他の登録機関) とその顧客 (ドメイン名所有者または登録者) の間のものです。 従ってこのポリシーでは、「私たち」および「私たちの」とはレジストラを指し、「あなた」および「あなたの」はドメイン名の所有者を指します。 	<p>文書管理情報</p> <p>文書番号 JPNIC-01219 無効となった文書 JPNIC-01124</p> <p>発効日 2017/7/1 最終更新日 2017/5/31</p> <p>文書名 JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p> <p>公開: 2000年7月19日</p> <p>改正: 2000年10月10日</p> <p>改正: 2002年2月19日</p> <p>改正: 2007年3月9日</p> <p>改正: 2012年5月16日</p> <p>改正: 2017年5月17日</p> <p>実施: 2017年7月1日</p>
<p>統一ドメイン名の紛争解決ポリシー</p> <p>(1999年10月24日にICANNによって承認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 本統一ドメイン名紛争解決ポリシー (以降「ポリシー」) は、インターネットの名前および数値割り当てのための機関 (以降「ICANN」) 	<p>JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p>第1条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という) は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」)</p>

によって採用されており、参照することによってあなたの登録契約に含まれるものです。またあなたによって登録されたインターネットドメイン名の登録と使用に鑑み、あなたと私たち（レジストラ）以外の第三者との間の紛争に関連した約款を規定するものです。本ポリシーの第4節に該当する手続きは、統一ドメイン名の紛争解決ポリシーのための規則（以下、「手続規則」。<https://www.icann.org/resources/pages/udrp-rules-2015-03-12-ja> で閲覧可能。）および選択された紛争解決機関の補足規則に従って行われます。

2. あなたの意思表示 ドメイン名の登録を申し込むことによって、もしくは私たちにドメイン名登録の維持または更新を依頼することによって、あなたはここに次のことを意思表示し、請け負うものとします。(a) 登録合意書に記載した陳述内容が完全かつ正確なものであること (b) あなたの知る限りにおいて、ドメイン名の登録が第三者の権利を侵害または妨害しないこと (c) 違法な目的のためにドメイン名を登録しないこと (d) ドメイン名の使用が、それに関わる法律・規則のいずれかに違反することを知らず、それを使用するものではないこと あなたのドメイン名登録が他の第三者の権利を侵害または妨害しているかどうかの判断は、すべてあなたの責任に帰します。

という) により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）が従う登録規則（JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群）からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）、及び JPNIC により認定された紛争処理機関（以下「紛争処理機関」という）が別途定める補則に従って、実施されるものとする。

第2条 登録者による告知及び告知義務違反

登録者は、ドメイン名の登録申請に際し、またはその維持・更新にあたり、JPRS に対し以下のことを告知する。

- a. 登録申請書に記載した陳述内容が、完全かつ正確であること
- b. 登録者が知る限りにおいて、当該ドメイン名の登録が、第三者の権利または利益を侵害するものではないこと
- c. 不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）で、当該ドメイン名を登録または使用していないこと
- d. 当該ドメイン名の使用が、関係法令・規則のいずれかに違反することを知らず、それを使用するものではないこと

<p>3. 抹消・移転・変更 以下の状況の下において、私たちはドメイン名登録を抹消、移転、または変更します。</p> <p>a. 第8節の規定に従う限りにおいて、あなたまたはあなたが権限を付与した代理人から、かかる行動をとるよう書面による、<u>または適切な電子手段による</u> 指示を私たちが受領した場合；</p> <p>b. 正当な司法権を有する裁判所または仲裁機関から、かかる措置をとるよう求める命令を私たちが受領した場合； および/または</p> <p>c. ICANN が採択したこの処理ポリシーまたはその改訂版に基づいて実施された、あなたが当事者となっている紛争解決手続において、その紛争処理パネルが下したかかる旨の裁定を受領した場合。(下記第4節(i)および(k)参照。)</p> <p>また私たちは、あなたの登録合意書の規約またはその他の法律的要請に従って、ドメイン名登録を抹消、移転、変更することができます。</p> <p>4. 義務的紛争処理手続</p>	<p>上記いずれかの事項が事実でなかった場合、登録者は本方針に従って当該ドメイン名登録の移転または取消を受ける場合があることに同意する。</p> <p>第3条 ドメイン名登録の移転及び取消</p> <p>JPRS は、下記のいずれかに該当する場合には、当該ドメイン名登録の移転または取消の手続を行う。</p> <p>a. 第8条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面による指示を JPRS が受領したとき</p> <p>b. 適法な管轄権を有する裁判所または仲裁機関によって下された、その旨の判決または裁定 <u>の正本（事情により、写しをもってかえることができる）</u> を、JPRS が受領したとき</p> <p>c. JPNIC が採択した本方針またはその改訂版に基づいて実施され、登録者が当事者となっている JP ドメイン名紛争処理手続において、紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、JPRS が受領したとき（本方針第4条 i 項と k 項を参照）</p> <p>JPRS は、さらに登録規則または他の法律上の要請に基づいて、ドメイン名登録の取消、移転の手続を行うことができる。ただし、移転がなされても、登録規則で定める登録資格・要件等が満たされないときには、JPRS は当該ドメイン名のネームサーバ設定を行わない。</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p>
--	---

この節は、あなたが義務的紛争処理手続に従わなければならない紛争の種類を規定したものです。この紛争処理手続は、ウェブサイト <http://www.icann.org/en/dndr/udrp/approved-providers.htm> に列挙されている紛争処理機関のいずれか一つによって実施されます。

a. 適用対象となる紛争 第三者（以下、「申立人」）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、次の申立があったときには、あなたはこの義務的紛争処理手続に応じなければなりません。

(i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標 または役務商標(サービスマーク) と、同一または混同を引き起こすほどに類似しており； かつ

(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず； かつ

(iii) あなたのドメイン名が 悪意で、登録 かつ 使用されていること。

この紛争処理手続において、申立人はこれら3項目のすべてを立証しなければなりません。

b. 悪意の 登録 かつ 使用であることの証拠 紛争処理パネルが、第4節(a)(iii)の事実の存在の有無を認定するに際しては、特に次のような事情が

本条は、登録者が、この JP ドメイン名紛争処理手続に応じなければならない紛争を定めたものである。この JP ドメイン名紛争処理手続は、JPNIC のウェブサイトに列挙されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。

a. 適用対象となる紛争

第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立てがあったときには、登録者はこの JP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。

i. 登録者のドメイン名が、申立人が権利 または正当な利益 を有する商標 その他表示 と同一または混同を引き起こすほど類似していること

ii. 登録者が、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していないこと

iii. 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で 登録 または 使用されていること

この JP ドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを立証しなければならない。

b. 不正の目的で 登録 または 使用していることの証明

紛争処理機関のパネルが、本条 a 項(iii)号の事実の存否を認定するに際

あるとき（ただしこれらに限定されない）には、それらは悪意によるドメイン名の登録かつ使用であるとの証拠となります。

(i) あなたが、そのドメイン名登録を、商標権者である申立人またはその申立人の競業者に、そのドメイン名の取得に直接要した書面化されている支払い金額を超えた有価約因のために、販売、貸与または移転することを主たる目的として、そのドメイン名を登録または取得しているとき； または

(ii) 商標権者がドメイン名として使用できないよう妨害するために、あなたがそのドメイン名を登録し、あなたによるそのような妨害行為が パターン化 しているとき； または

(iii) あなたが、競合者の事業を妨害することを主たる目的として、ドメイン名を登録しているとき； または

(iv) そのドメイン名の使用により、あなたが商業的利益を得る目的のために、そのウェブサイトもしくはオンラインロケーションの、またはそれらに登場する製品・サービスの、出所（ソース）・スポンサーシップ・取引提携関係・推奨について、申立人の標章との混同 の虞れ を生じさせることにより、インターネットのユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに意図的に引き寄せるために、使用していると

し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

i. 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき

ii. 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を 複数回 行っているとき

iii. 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき

iv. 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて 誤認 混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき

き。

c. 申立書に対する反論に際し、あなたがそのドメイン名についての権利および正当な利益を有していることの立証方法 あなたが申立書を受領したならば、どのようにしてその応答の準備をしなければならないかということ判断するにあたり、手続規則第5節を参照しなければなりません。紛争解決パネルが、提出されたすべての証拠を検討し、第4節(a)(ii)の事実の存在の有無を認定するに際しては、特に次のような事情があるとき（ただし、これらに限定されない。）には、あなたがそのドメイン名についての権利または正当な利益を有していることが立証されたものとします。

(i) あなたが、この紛争についての通知を受ける前に、善意による商品またはサービスの提供を行うために、そのドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、またはその使用準備をしていた ことを立証可能なとき；

(ii) あなた (個人、会社または団体として) が、その商標権を保有していなくても、そのドメイン名の名称で一般に知られていたとき； または

(iii) あなたによるそのドメイン名の使用が、消費者の誤認に乗じて商業的利益を得るためあるいは問題とされている商標を汚し貶めるような意図で使用されているのではなく、正当な非商業的使用または公正な使用であるとき。

c. 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明

申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人及び登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

i. 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を 正当な目的をもって 行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または 明らかに その使用の準備をしていたとき

ii. 登録者が、商標 その他表示 の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき

iii. 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき

d. 紛争処理機関の選択

d. 紛争処理機関の選択 申立人は、申立書を提出することにより、ICANN が認定した紛争処理機関の中から、一つの紛争処理機関を選択しなければなりません。 選択されたその紛争処理機関が、第 4 節(f)に規定する併合審理の場合を除き、この紛争処理手続を管理し、実施するものとする。

e. 手続の開始と紛争処理パネルの指名 手続の開始および実施の手順、並びに紛争処理の裁定を下す紛争処理パネルの指名手続は、手続規則の定めによります。

f. 併合審理 あなたと申立人との間に複数の紛争があるときには、いずれかの当事者は、単一の紛争処理パネルでの併合審理を請願することができます。この請願は、当事者間で係属中の紛争事件を担当している最初の紛争処理パネルに対してなされなければなりません。その紛争処理パネルは、もしそれらの紛争が ICANN の採択したこの紛争処理ポリシーまたはその改訂版の適用対象となる紛争であるならば、その判断により自らがそれらのいくつか、またはそのすべてについての併合審理を行うことができます。

g. 料金 本ポリシーに基づいて紛争処理パネルが扱う紛争事件に関して、紛争処理機関が請求するすべての料金は、申立人が負担するものとなります。ただし、あなたが手続規則第 5 節(b)(iv) によりパネリストの数を一名から三名に増員するよう選択したときは、両当事者がすべての料金を、

申立人は、申立書を提出することにより、JPNIC が認定した紛争処理機関の中から一つの紛争処理機関を選択しなければならない。申立人により選択された当該紛争処理機関が、本条 f 項に規定する併合審理の場合を除き、この JP ドメイン名紛争処理手続を管理し、実施するものとする。

e. 手続の開始とパネルの指名

手続の開始及び実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。

f. 併合審理

同一の登録者と申立人との間に複数のドメイン名についての紛争があるとき、いずれかの当事者は、単一の紛争処理パネルでの併合審理を申請することができる。この申請は、当事者間で係属中の紛争事件を担当している最初のパネルに対してなされなければならない。当該申請を受けたパネルは、もし当該紛争事件が JPNIC により採択された本方針またはその改訂版の適用対象となる紛争事件であるならば、その裁量により、その一部または全部について併合審理を行うことができる。

g. 料金

本方針に基づいてパネルが扱う紛争事件に関して紛争処理機関が請求するすべての料金は、申立人の負担とする。ただし、登録者が、手続規則第 5 条により、パネリストの数を一名から三名に増員することを答弁書において選択したときには、両当事者がすべての料金を折半により

<p>折半にて均等負担します。</p> <p>h. 紛争処理手続への当レジストラの関与 当レジストラは、紛争処理パネルによる手続の管理またはその実施には一切参画しません。また、当レジストラは、紛争処理パネルが下す如何なる裁定結果にも、その責任を負いません。</p> <p>i. 救済措置 紛争処理パネルの手続による申立人に対する救済措置は、あなたのドメイン名登録の抹消請求、またはそのドメイン名登録の申立人への移転請求に限定されます。</p> <p>j. 通知と公表 紛争処理機関は、あなたがそのドメイン名を登録している当レジストラに、そのドメイン名に関する紛争処理パネルのすべての裁定結果を通知しなければなりません。すべての裁定結果は、紛争処理パネルが例外的な事件として部分的に変更修正して公表すると決定した場合を除いて、その全文がインターネットで公表されます。</p> <p>k. 裁判所への出訴 第 4 節 で規定される義務的紛争処理手続の要件は、かかる手続の開始前または終結後に、いずれかの当事者が、裁判所に出訴することを妨げるものではありません。もし紛争処理パネルが、あなたのドメイン名登録の抹消、または移転の決定を下したときには、当レジスト</p>	<p>均等に負担する。</p> <p>h. JP ドメイン名紛争処理手続への JPNIC 及び JPRS の関与 JPNIC 及び JPRS は、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、JPNIC 及び JPRS は、パネルが下す裁定それ自体については、その責任を負わない。</p> <p>i. 救済 申立人がパネルに対して求めることのできる救済は、登録者のドメイン名登録の取消請求または当該ドメイン名登録の申立人への移転請求に限られる。</p> <p>j. 通知と公表 紛争処理機関は JPNIC 及び JPRS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、JPNIC により保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNIC が必要と認めるときは、JPNIC は公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関は JPNIC による保管と公表に同意する。</p> <p>k. 裁判所への出訴 いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項に</p>
--	---

ラはその裁定結果の実施を、紛争処理機関からの通知後 10 日間（当レジストラの主たる事業所の営業日で計算）の間、保留します。もしこの 10 日間の間に当レジストラがあなたから、申立人を被告として手続規則第 3 節(b)(xiii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴した、との公式文書（裁判所の受領印のある訴状 の写し 等）を受け取らなければ、私たちはその裁定結果を実施します。（一般に、この合意裁判管轄地は、当レジストラの主たる事業所の所在地、または当レジストラの Whois データベースで参照できる登録者の住所地です。詳細については、手続規則第 1 節および第 3 節(b)(xiii)を参照。）もしこの 10 日間の間に当レジストラがあなたから、出訴したとのかかる公式文書を受け取ったときには、当レジストラはその裁定結果の実施を見送ることとし、(i)当事者間で紛争を解決したとの信頼できる証拠、(ii)あなたが提訴した当該訴訟が棄却または取り下げられたとの 信頼できる証拠、または(iii)当該訴訟を棄却するもしくはあなたはそのドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による 命令の写し、を受け取るまではどのような手続もとりません。

5. 他のすべての紛争と訴訟 第 4 節の義務的紛争処理手続の対象とならない、あなたと第三者（当レジストラを除く）の間、ドメイン名登録に係る他のすべての紛争については、両当事者間で、利用可能な裁判所、仲裁機関またはその他の紛争処理手段によって処理されるものとします。

よる当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知から 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書（裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書 等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所 または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条及び第 3 条(b)(xii)を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書 及び申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による 確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写し を、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。

第 5 条 他のすべての紛争と訴訟
第 4 条の JP ドメイン名紛争処理手続の対象とならない登録者と申立人との間のドメイン名登録に係るすべての他の紛争については、両当事者間で、利用可能な裁判所、仲裁機関またはその他の紛争処理手段によって

<p>6. 当レジストラの紛争への関与 当レジストラは、あなたと第三者（当レジストラを除く）の間のドメイン名の登録と使用に関する如何なる紛争にも関与しません。あなたは、当レジストラを紛争当事者に指名したり、そのような手続に参画させてはなりません。もし、当レジストラが紛争当事者として指名された場合には、当レジストラは適切と思われるあらゆる抗弁を講じ、あるいは当レジストラを防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる権利の一切を留保します。</p> <p>7. 現状の維持 当レジストラは、このポリシーのもとでは、上記第3節の規定を除き、ドメイン名登録の抹消、移転、使用可能措置、使用不能措置、またはその他のドメイン名登録の現状を変更するような手続を行いません。</p> <p>8. 紛争中の移転</p> <p>a. ドメイン名の新規登録者への移転 あなたは、次の場合、そのドメイン名登録を他の者に移転することが出来ません: (i) 第4節の義務的紛争処理手続の係属中または終結後 15 日間（当レジストラの主たる事業所の営業日で計算）の間; または (ii) 裁判所または仲裁機関による審理手続が係属中であって、その裁判所または仲裁機関の判決・裁定に従うとの新登録者の書面による同意がない場合。 当レジストラは、この規定に違反するド</p>	<p>処理されなければならない。</p> <p>第6条 JPNIC 及び JPRS の紛争への関与 JPNIC 及び JPRS は、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、JPNIC 及び JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない。もし、JPNIC 及び JPRS が紛争当事者として指名された場合には、JPNIC 及び JPRS は適切と思われるあらゆる手段を講じ、または JPNIC 及び JPRS を防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。</p> <p>第7条 現状の維持 JPRS は、本方針のもとでは、第3条の規定及び登録規則に定めのある場合を除き、ドメイン名登録の移転、取消、またはその他のドメイン名登録の現状を変更する手続を行わない。</p> <p>第8条 紛争中におけるドメイン名の移転 登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。</p> <p>i. 第4条による JP ドメイン名紛争処理手続の係属中または終結から 15 日間（JPRS の本店の営業日で計算）</p> <p>ii. 裁判所または仲裁機関による審理手続が係属中であって、移転を受け</p>
---	--

メイン名登録の他の者への移転手続を取り消すことができる権利を留保します。

b. レジストラの移管 あなたは、第4節の義務的紛争処理手続の係属中または終結後 15 日間（当レジストラの主たる事業所の営業日で計算）の間は、ドメイン名登録を他のレジストラに移管することができません。裁判所または仲裁機関による審理手続が係属中のときには、このポリシーに基づく手続に引き続き拘束されることを条件に、あなたはそのドメイン名登録の管理を、他のレジストラに移管することができます。裁判所または仲裁機関による審理手続が係属中のときに、他のレジストラから当レジストラにドメイン名登録が移管されるには、移管前のレジストラのドメイン名紛争処理ポリシーに引き続き拘束されることが条件とされなければなりません。

9. ポリシーの修正 当レジストラは、ICANN の許可があればいつでもこのポリシーを修正する権利を留保します。当レジストラは、その修正されたポリシーを、発効する少なくとも 30 日（暦日）前にウェブサイトに掲示するものとします。申立書の紛争処理機関への提出によりこのポリシーによる手続が開始された場合、その開始時に有効であった処理方針が、その手続の終結まで継続して適用されるものとし、このポリシーによる手続が開始されていないときには、紛争発生がその修正内容の発効日前、当日または後であるかを問わず、その修正内容がすべてのドメイン名登録紛争に適用されます。あなたがその修正内容に異議があるときの唯一の救済措置は、あなたが当レジストラにそのドメイン名登録の抹消を求めるこ

る者が、その裁判所または仲裁機関の判決または裁定に従う旨を書面で同意していない場合

JPRS は、本条の規定に反するドメイン名移転登録を抹消、または移転登録申請を不承認とすることができる権利を留保する。

第9条 本方針の改訂

JPNIC は、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書の紛争処理機関への提出により本方針による手続が開始された場合、その開始時に有効であった本方針が、その手続の終結まで継続して適用されるものとする。本方針による手続が開始されていないときには、紛争発生がその改訂内容の発効前、発効当日または発効後であることを問わず、その改訂内容がすべての JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。登録者がその改訂内容に異議があるときの唯一の救済措置は、登録者が

<p>とのみです。修正された処理方針は、あなたによりそのドメイン名登録が抹消されるまで適用されます。</p>	<p>JPRS に当該ドメイン名登録の廃止を求めることのみである。この場合、支払い済みの料金は一切返還されない。改訂された本方針は、登録者により当該ドメイン名登録の廃止手続が完了するまで、適用される。</p> <p>第 10 条 本方針における準拠法 本方針における全ての条項の解釈は、日本法に従うものとする。また、本方針に基づいて紛争を処理する紛争処理機関のパネルは、日本法に準拠してその裁定を行うものとする。</p> <p>以上</p>
--	--

手続規則

<p>統一ドメイン名の紛争解決ポリシーの規則（「手続規則」） このページは以下の言語でもご覧いただけます。2013 年 9 月 28 日に ICANN 理事会によって承認。</p> <p>手続規則は、2015 年 7 月 31 日当日またはそれ以降にプロバイダに申立書が提出されているすべての UDRP の審議に対して有効です。2015 年 7 月 30 日当日またはそれ以前にプロバイダに申立書が提出されているすべての審議には、前のバージョンの規則が適用されます。前のバージョンの規則については、https://www.icann.org/resources/pages/rules-be-2012-02-25-en を参照してください。UDRP プロバイダは、手続規則に規定されている通知手順を 2015 年 7 月 31 日以前に適用することを選択できます。</p> <p>ICANN の Web サイトに掲載してあるとおり、ICANN が採択した統一ドメイン名の紛争解決</p>	<p>文書管理情報 文書番号 JPNIC-01220 無効となった文書 JPNIC-01125 発効日 2017/7/1 最終更新日 2017/5/31 文書名 JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 公開: 2000 年 7 月 19 日 改正: 2000 年 10 月 10 日 改正: 2002 年 2 月 19 日 改正: 2005 年 1 月 21 日</p>
--	--

<p>ポリシーに基づく紛争解決手続きは、手続規則およびこの手続きを管理しているプロバイダの補則に準拠するものとします。プロバイダの補則が手続規則と矛盾する限りにおいては、手続規則が優先します。</p>	<p>改正: 2007年3月9日 改正: 2012年2月10日 改正: 2012年5月16日 改正: 2017年5月17日 実施: 2017年7月1日</p>
<p>1. 定義 手続規則で使われる用語の定義を以下に示します。</p> <p>申立人とは、ドメイン名の登録に関する申し立てを起す当事者を意味します。</p> <p>ICANN とは、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers を意味します。</p> <p><u>ロックとは、レジストラがドメイン名に適用する手段群です。相手方によるレジストラントおよびレジストラ情報への変更を防ぐための最低限の手段群ですが、ドメイン名の解決またはドメイン名の更新には影響しません。</u></p> <p>合意管轄とは、以下の (a) と (b) のいずれかの場所における裁判管轄を意味します。<u>(a) レジストラの主たる事務所の所在地 (ドメイン名の使用に関連する紛争またはドメイン名の使用から生じる紛争の裁定を求めて、ドメイン名所有者が登録契約をその管轄地域に提出する場合)。</u>(b) レジストラの Whois データベース (プロバイダへの申立書提出時にドメイン名の登録状況を参照するために使用) 内にあるドメイン名所有者の住所地。</p>	<p>JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」という) により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づく JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「本規則」という) 及び JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p> <p>第1条 定義 本規則においては</p> <p>「申立人」とは、JP ドメイン名紛争処理手続に関する申し立てを提起した当事者をいう。</p> <p>「当事者」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の申し立ての対象となっているドメイン名登録者のことをいう。</p>

<p>パネルとは、プロバイダが指名する、ドメイン名の登録に関する申し立てを裁定する紛争処理パネルを意味します。</p> <p>パネリストとは、パネルの構成員としてプロバイダが指名する、個人を意味します。</p> <p>当事者とは、申立人または相手方を意味します。</p> <p><u>係属中とは、UDRP 申立書を申立人が UDRP プロバイダに送信したその時点から、UDRP の裁定が実施された時または UDRP 申立書が終結した時までの期間を意味します。</u></p> <p>ポリシーとは、統一ドメイン名の紛争解決ポリシーを意味します。このポリシーは、登録契約を参照した時点で、登録契約の一部として見なされます。</p> <p>プロバイダとは、ICANN が承認した紛争解決サービスプロバイダを意味します。プロバイダの一覧は http://www.icann.org/en/dndr/udrp/approved-providers.htm で確認できます。</p> <p>レジストラとは、申し立ての対象となっているドメイン名が相手方によって登録してある組織を意味します。</p> <p>登録契約とは、レジストラとドメイン名所有者との契約を意味します。</p> <p>相手方とは、提起された申し立ての対象となっている、登録済みドメイン名の所有者を意味し</p>	<p>「紛争処理機関」とは、JPNIC により認定された紛争処理機関をいう。これら紛争処理機関の一覧は、JPNIC のウェブサイトで公開される。</p> <p>「パネル」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の申し立てを審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。</p> <p>「パネリスト」とは、紛争処理機関によりパネルの構成員として指名された個人をいう。</p> <p>「合意裁判管轄」とは、<u>東京地方裁判所</u>、または申立人が、紛争処理機関に申立書を提出したときに、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所をいう。</p> <p>「登録規則」とは、JPRS とドメイン名登録者の間の契約内容を規定し、JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群をいう。</p> <p>「処理方針」とは、登録規則からの参照により、それと一体になり、その一部を成している「JP ドメイン名紛争処理方針」をいう。</p> <p>「営業日」とは、紛争処理機関が別途補則で定める営業日をいう。</p> <p>「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイ</p>
---	--

ます。

ドメイン名の逆ハイジャックとは、ポリシーを悪用して登録済みドメイン名を所有者から奪おうとする行為を意味します。

補則とは、手続規則を補完するために、紛争解決手続を行うプロバイダが採用した規則を意味します。補則は、ポリシーまたは手続規則と矛盾しないものとします。また、この補則では、料金、語数やページ数の制限とそのガイドライン、ファイルサイズとフォーマット形式、プロバイダやパネルとの連絡手段、および 表紙の様式などを定めるものとします。

書面通知とは、ポリシーに基づく紛争解決手続の開始を、プロバイダがハードコピーの形で相手方に通知することを意味します。このハードコピーにより、申し立てが提起されたことを相手方に通知します。また、このハードコピーには、相手方に対する付属書類を含む申し立てを、ここで指定した手段でプロバイダが電子的に送信したことが、記述されているものとします。書面通知には、申立書そのもの（または付属書類）のハードコピーは含まれません。

2. 連絡

(a) 申立書（付属書類を含む）を 電子的に 相手方へ送信するときは、プロバイダの責任において、合理的に利用可能な手段を使用して実際に申立書を相手方に通知するものとします。実際に申立書を通知する場合、または通知に以下の手段を講じる場合に、この責任を果たしたことになります。

(i) 以下の (A) および (B) のすべての郵送先およびファックス番号へ、申立書の書面通知を

ン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、紛争処理機関とパネルの連絡方法、及び 連絡通知文書の表書の様式等を定めなければならない。

第2条 送付方法

(a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、確実に登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。

送付。(A) レジストラの Whois データベース内にある、登録ドメイン名の 所有者、技術担当者、および管理担当者。(B) レジストラがプロバイダに供給する、登録の請求担当者。

(ii) 電子メールを使用した電子書式により、以下の宛先へ申立書 (付属書類を含む) を送付。

(A) 技術担当者、管理担当者、および請求担当者 の電子メール アドレス。

(B) postmaster@<紛争の対象となっているドメイン名>。

(C) ドメイン名 (またはドメイン名に「www」を付けたもの) が、アクティブな Web ページ (そのページが、複数のドメイン名所有者の登録ドメイン名を一時的に預かるレジストラまたは ISP が運営する共通ページであると、プロバイダが判断した場合を除く) につながる場合、表示されているすべての電子メールアドレスまたはその Web ページ上に掲載されている電子メールのリンク。

(iii) 希望する宛先として相手方がプロバイダに通知した電子メールアドレス、および第 3 節 (b)(v)に基づき申立人がプロバイダに提示した、他のすべての電子メールアドレスに、申立書 (付属書類を含む) を送付。

(b) 第 2 節(a)を除き、手続規則に基づく、申立人または相手方へのすべての書面連絡は、インターネットを利用して電子的に (送信記録が利用可能)、あるいは、申立人と相手方のそれぞれが要求した合理的な手段で、行うものとします (第 3 節(b)と第 5 節(b)(iii)を参照)。

(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の 代表者及び登録担当者 への郵送及びファクシミリによる申立書の送付

(ii) 電子メール (電子メールによる送付が可能な添付書類を含む) による 次のすべての宛先への申立書の送付

(A) 登録担当者 の電子メールアドレス

(B) postmaster@<申立ての対象となっているドメイン名>

(iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、及び第 3 条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付

(b) 前項の場合を除き、本規則に規定されている申立人または登録者へのすべての書面連絡は、各当事者が希望する第 3 条(b)(iii)または第 5 条(b)(iii)の手段によるものとし、または そのような希望がないとき

<p>(c) プロバイダまたはパネルへのすべての連絡は、プロバイダの補則で規定する手段および方法（該当する場合、コピー部数を含む）で行うものとします。</p> <p>(d) 連絡には、第 11 節で規定する言語を使用するものとします。</p> <p>(e) 両当事者は、プロバイダおよびレジストラに通知することで連絡先の詳細を更新できます。</p> <p>(f) 手続規則に別段の定めまたはパネルによる別段の決定がある場合を除き、手続規則に規定されているすべての連絡は、以下の日に実行済みであるものとします。</p> <p>(i) インターネット利用の場合は、<u>メッセージの発信日</u>（ただし、発信日が <u>検証可能または適切であること</u>）。</p> <p>(ii) ファックス送信の場合は、<u>発信記録</u>に記載されている日付。</p>	<p>は、<u>次のいずれかの手段により</u> なされなければならない。</p> <p>(i) <u>送付記録があるファクシミリによる送付</u></p> <p>(ii) <u>料金前払であって、受取証の引き換えのある郵送</u></p> <p>(iii) <u>送付記録の利用可能なインターネットによる電子的送付</u></p> <p>(c) 当事者から紛争処理機関またはパネルに対する連絡は、補則が定める手段及び方法（書類の送付部数を含む）によりなされなければならない。</p> <p>(d) 連絡は、第 11 条で定める手続言語でなされなければならない。<u>電子メールによる連絡は、テキストファイルによる送付とする。</u></p> <p>(e) 当事者は、紛争処理機関及び JPRS に通知することにより、連絡方法（連絡担当者、手段、郵送先住所、<u>電子</u>メールアドレス、電話番号及びファクシミリ番号を含む）を変更することができる。</p> <p>(f) 本規則に規定されているすべての送付は、本規則の別段の規定またはパネルによる別段の決定がある場合を除いて、次のいずれかの日になされたものとする。</p> <p>(i) ファクシミリによるときは、<u>送付記録書</u>に記載されている日</p> <p>(ii) 郵送によるときは、受取証に記載されている日</p>
--	---

<p>(iii) 郵便 <u>または宅配便</u> の場合は、受取証に記載されている日付。</p> <p>(g) 手続規則に基づき算出される、連絡発生時から開始となるすべての期間は、手続規則に別段の定めがある場合を除き、第2節(f)に従って連絡されたと思なされる最も早い日付から起算されるものとします。</p> <p>(h) すべての連絡は以下のように送付されるものとします。</p> <p>(i) パネルからいずれかの当事者へ連絡する場合、連絡のコピーをプロバイダおよびもう一方の当事者に送付します。</p> <p>(ii) プロバイダからいずれかの当事者へ連絡する場合、連絡のコピーをもう一方の当事者に送付します。</p> <p>(iii) 場合によっては、いずれかの当事者は、連絡のコピーをもう一方の当事者、パネル、およびプロバイダに送付します。</p> <p>(i) 送付側の責任として、送付の事実および状況の記録を保持するものとします。この記録は、関係する当事者による調査および報告目的で利用されます。これには、第2節(a)(i)に基づき、相手方への書面通知を郵便とファックスのいずれか、または両方の手段で送付したプロバイダが含まれます。</p>	<p>(iii) インターネットによる場合は、<u>送付記録</u> に示されている日（ただし、その送付日が <u>証明されているときに限る</u>）</p> <p>(g) 本規則による期間は、本規則に別段の規定がある場合を除き、前項によって送付されたものとみなされる最も早い日から起算される。</p> <p>(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(i) パネルからいずれかの当事者に送付するときは、紛争処理機関及び他の当事者へ</p> <p>(ii) 紛争処理機関からいずれかの当事者に送付するときは、他の当事者へ</p> <p>(iii) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネル及び紛争処理機関へ</p> <p>(i) 送付者は、その送付の事実及び状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査及び報告のために保管しておかなければならない。</p>
--	---

(j) 万一、連絡を送付した当事者が不達通知を受け取った場合、その当事者は、その通知の状況を直ちにパネル (パネルが未指定の場合は、プロバイダ) に知らせるものとします。連絡および応答に関する、それ以降の手続きは、パネル (またはプロバイダ) の指示に従うものとします。

3. 申立書

(a) いかなる個人または組織も、ポリシーおよび手続規則に基づき、ICANN の承認を受けたプロバイダに申立書を提出することで、紛争解決手続きを提起できます。(処理能力の制約またはその他の理由により、プロバイダは申立書の受理を一時的に停止することができます。このような場合には、プロバイダは提出された申立書を拒否するものとします。個人または組織は、拒否された申立書を別のプロバイダに提出できます。)

(b) 付属文書を含む申立書は、電子様式で提出し、以下の内容を含むものとします。

(i) ポリシーおよび手続規則に従って裁定されるよう、申立書を提出するよう要求する。

(ii) 申立人および紛争解決手続きを行う権限がある代理人の氏名、住所、電子メールアドレス、

第3条 申立書

(a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、処理方針及び本規則に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。(紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、申立ての受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は申立ての受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。)

(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した 文書及び電子メール (電子メールに添付できない関係書類は除く) の両方によって提出されなければならない。

(i) 処理方針及び本規則に従って裁定されることの要請

(ii) 申立人及びこの JP ドメイン名紛争処理手続にお

<p>電話番号、およびファックス番号を記入する。</p> <p>(iii) 紛争解決手続きにおける申立人への希望する連絡方法(連絡を受ける人、手段、および連絡先情報を含む)を (A) 電子様式のための資料、および (B) ハードコピー(該当する箇所のみ)を含む資料のそれぞれについて指定する。</p> <p>(iv) 1名構成と3名構成のどちらのパネルを紛争の裁定者とするかについて、申立人が選択するかどうかを指定する。申立人が3名構成を選択した場合、パネリスト1名に対して3名の候補者の氏名と連絡先の詳細を記入する (これらの候補者は、ICANN が承認したプロバイダのパネリストの一覧から抽出可能)。</p> <p>(v) 相手方または相手方の代理人への連絡方法に関して申立人が知っている、相手方 (ドメイン名所有者)の氏名およびすべての情報(郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、およびファックス番号を含む)を記入する。この情報には、申し立てに関する事前の交渉に基づく連絡先情報が必要で、その情報は、第2節(a)で規定する申立書をプロバイダが送付できるよう、詳細でなければならない。</p> <p>(vi) 申し立ての対象となるドメイン名を指定する。</p>	<p>いて申立人に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>(iii) この JP ドメイン名紛争処理手続における申立人への希望連絡方法 (連絡担当者、手段、郵送先住所及び電子メールアドレスを含む) を、(A)電子メール送付による場合、及び(B)郵送による場合、のそれぞれについて</p> <p>(iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数 (一名または三名) 及び三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名 (これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない)</p> <p>(v) 紛争処理機関が第2条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、及び関係するすべての情報 (郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む)</p> <p>(vi) この JP ドメイン名紛争処理手続の対象となるド</p>
--	--

<p>(vii) 申立書が提出された時点でドメイン名が登録されているレジストラを特定する。</p> <p>(viii) 申立書の根拠となる商標またはサービス マークを指定する。また、それぞれのマークに、マークが使われている商品またはサービス(もしあれば)を記述する(申立人は、申立書提出時に、将来そのマークを使う意図がある他の商品およびサービスを、別に記述することもできる)。</p> <p>(ix) ポリシーに従って、申立書の根拠を記述する。特に以下の点を含めて、記述する。</p> <p>(1) 申立人が権利を有する商標 <u>またはサービスマーク</u> とドメイン名が同一、あるいはまぎらわしいこと。</p> <p>(2) 申し立ての対象となっているドメイン名に関して、相手方(ドメイン名所有者)には権利または正当な利益がないと考える理由。</p> <p>(3) ドメイン名が <u>悪意で</u> 登録され、使われていると考える理由。</p> <p>(上記(2)と(3)については、適用可能なポリシーの第4節(b)および第4節(c)の側面について議論する必要がある。この記述は、プロバイダの補則に規定されている字数またはページ数に準拠するものとする)。</p>	<p>メイン名 (複数でも可)</p> <p>(vii) 申立書が提出された時点において、そのドメイン名が JPRS に登録されていることの記載</p> <p>(viii) 申立ての根拠となる商標その他表示、及び、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容 (申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる)</p> <p>(ix) 以下に示す三項目を明確にした申立ての根拠・理由</p> <p>(1) 申立ての対象となっているドメイン名が、申立人が権利 <u>または正当な利益</u> を有する商標 <u>その他表示</u> と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(2) 登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないと考えられる理由</p> <p>(3) 登録者の当該ドメイン名が、<u>不正の目的で</u> 登録 <u>または</u> 使用されていること</p> <p>(上記(2)、(3)については、処理方針の第4条 b 項、c 項に指摘されている点について言及しなければならない。また、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数または頁数制限に従わなければならない)</p>
---	--

<p>(x) ポリシーに従って、求める救済措置を指定する。</p> <p>(xi) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定する。</p> <p>(xii) ドメイン名の抹消または譲渡の紛争解決手続きにおける裁定に不服がある場合に、申立人は、指定した少なくとも1つの合意管轄内にある管轄裁判所に提訴することを記述する。</p> <p>(xiii) 以下に示す、申立人または権限のある代理人の <u>署名 (電子様式を問わず)</u> 付きの報告で、結論付ける。</p> <p>「申立人は、ドメイン名の登録、紛争、または紛争解決に関する要求と救済事項がドメイン名所有者だけを対象とするものであることに同意します。また、(a) 紛争解決プロバイダおよびパネリスト (故意の不法行為を除く)、(b) レジストラ、(c) レジストリ管理者、および (d) ICANN (the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)、ICANN の理事、役職者、従業員、およびエージェントに対する、一切の要求と救済事項を放棄することに同意します」</p> <p>「申立人は、この申立書に記載されている情報が申立人の知る限り完全で正確であること、この申立書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この申立書で主張していることは手続規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの申立書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します」</p> <p>(xiv) <u>紛争の対象となっているドメイン名に適用可能なポリシーのコピー、および</u> 申し立ての</p>	<p>(x) 処理方針及び本規則に従って求める救済</p> <p>(xi) 申し立ての対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終了した法的手続き</p> <p>(xii) ドメイン名の取消または移転の裁定に対し、登録者が不服のときに提訴できる少なくとも一つの合意裁判管轄地</p> <p>(xiii) 次の結語及び申立人またはその権限ある代理人の <u>署名または記名捺印</u></p> <p>(1) 「申立人は、ドメイン名の登録に関する請求もしくは救済、紛争または紛争処理について、登録者のみを相手とするものであり、故意による不法行為を除き、(a)紛争処理機関及びパネリスト、(b)JPRS 並びにその役員、従業員その他のすべての関係者、(c)JPNIC 並びにその役員、職員、委員その他のすべての関係者に対する一切の請求または救済を放棄することに同意する。」</p> <p>(2) 「申立人は、この申立書に記載されている情報は、申立人が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この申し立てが嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」</p> <p>(xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書</p>
--	---

<p>根拠となる商標またはサービスマーク登録を含む、文書による記録または他の証拠のすべてを、証拠の一覧表とともに添付する。</p> <p>(c) 同じドメイン名所有者が複数のドメイン名を登録している場合、この申立書は1つ以上のドメイン名に適用できます。</p> <p>4. 申立書の通知</p> <p><u>(a) プロバイダは、検証要求をレジストラに提出するものとします。検証要求には、ドメイン名のロック要求も含まれます。</u></p> <p><u>(b) プロバイダの検証要求を受領してから2日(営業日)以内に、レジストラは、検証要求で要求された情報を提供し、ドメイン名のロックが適用されていることを確認するものとします。レジストラは、ロック状態となるまで、申立人に手続きを通知しないものとします。ロック状態は、UDRPの審議の係属期間中維持されるものとします。プライバシーまたはプロキシプロバイダによる要求の結果、基本顧客データが明らかになった時などに、相手方のデータを更新する場合は、2日(営業日)が経過するか、レジストラが要求された情報を検証し、UDRPプロバイダのロックを確認するまでのどちらか早い方までに更新しなければなりません。2日(営業日)経過後に相手方のデータを変更する場合は、変更するかどうかをパネルが決定した後に対処できます。</u></p>	<p>類または他のすべての証拠、及びそれらの証拠の一覧と説明書</p> <p><u>(xv) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存在を証明する書類)</u></p> <p><u>(xvi) 申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類(申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの)</u></p> <p>(c) 二つ以上のドメイン名が同一の登録者によって登録されている場合には、それら複数のドメイン名についての申立てを、一つの申立てによって行うことができる。</p> <p>第4条 申立書の送付</p>
--	--

(c) プロバイダは、申立書がポリシーと手続規則に管理上準拠しているかどうかを確認するものとし、準拠していれば、申立人が第 2 節(a)に従って支払った料金の受領後 3 日(暦日) 以内に、申立書(附属文書を含む)を 電子的手段で 相手方に送信し、また、第 19 節に規定されている方法で申立書 のハードコピー (プロバイダの補則に規定されている、説明入りの表紙とともに) 相手方に送付するものとし、

(d) プロバイダは、申立書に管理上の不備があることを発見した場合、その不備の内容を直ちに申立人と相手方に通知するものとし、申立人は、5 日(暦日) 以内であれば不備を訂正できますが、それ以降になると、その紛争解決手続きは取り下げたものと見なされます。ただし、申立人が別の申立書を提出することには、何の影響も及ぼさないものとし、

(e) プロバイダが管理上の不備のため申立書を却下する場合や、申立人が申立書を自主的に取り下げる場合、プロバイダはレジストラに、手続きが取り下げられたことを通知し、レジストラはその却下を受領してから、またはプロバイダからの取り下げ通知を受領してから 1 日(営業日) 以内にロックを解除するものとし、

(f) 紛争解決手続きの開始日は、プロバイダが第 2 節(a)に基づき、申立書を相手方に送付する責任を果たした日となります。

(g) プロバイダは、紛争解決手続きの開始日を直ちに申立人、相手方、関係するレジストラ、および ICANN に通知するものとし、UDRP の審議の係属中における相手方の連絡先情報

(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から 5 日(営業日) 以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。

(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から 5 日(営業日) 以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立ては取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立てを取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。

(c) 手続開始日は、紛争処理機関が、第 2 条(a)により申立書を登録者に送付した日とする。

(d) 紛争処理機関は、申立ての対象となっているドメ

<p>の訂正については、規則 5 (c)(ii) および 5 (c)(iii) の他にプロバイダに伝達しなければならないことは、プロバイダが相手方に通知するものとします。</p> <p>5. 答弁書</p> <p>(a) 紛争解決手続き開始日から 20 日以内に、相手方はプロバイダに答弁書を提出するものとします。</p> <p><u>(b) 相手方は申立書への回答にさらに 4 日 (暦日) を明示的に要求することができます。プロバイダは自動的に期間を延長し、その当事者に通知するものとします。この延長期間によって、規則の 5 (d) で与えられる延長期間が短縮されることはありません。</u></p> <p>(c) 答弁書 (付属書類を含む) は、<u>電子様式</u>で提出し、以下の内容を含むものとします。</p> <p>(i) 申立書の陳述および主張に明確に答弁し、相手方 (ドメイン名所有者) が、紛争の対象となっているドメイン名の登録を維持し使い続けることについてのすべての根拠を述べることとする (答弁書のこの部分は、プロバイダの補則に規定されている字数またはページ数に従うものとする)。</p> <p>(ii) 相手方 (ドメイン名所有者) および紛争解決手続きを行う権限がある代理人の氏名、住所、<u>電子</u>メール アドレス、電話番号、およびファックス番号を記入する。</p>	<p>イン名とその手続開始日を、申立人、登録者、JPNIC 及び JPRS に直ちに通知しなければならない。</p> <p>第 5 条 答弁書</p> <p>(a) 登録者は、手続開始日から 20 日 (営業日) 以内に、答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。</p> <p>(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した <u>文書及び電子メール (電子メールに添付できない関係書類は除く)</u> の両方によって提出されなければならない。</p> <p>(i) 申立書の陳述・主張内容に答弁・反論し、問題とされているドメイン名の登録を登録者が保有することについてのすべての理由・根拠 (答弁書のこの部分は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数または頁数制限に従うこと)</p> <p>(ii) 登録者及びこの JP ドメイン名紛争処理手続において登録者に代って手続を行う権限がある代理人の</p>
---	--

<p>(iii) 紛争解決手続きにおける相手方への希望する連絡方法（連絡を受ける人、手段、および連絡先情報を含む）を (A) 電子様式のための資料、および (B) ハードコピー（該当する箇所のみ）を含む資料のそれぞれについて指定する。</p> <p>(iv) 申し立てにおいて、1名構成のパネルを申立人が選択した場合（第3節(b)(iv)を参照）、3名構成のパネルが裁定した紛争を相手方が選択するかどうかを述べる。</p> <p>(v) 申立人と相手方のいずれか一方が3名構成のパネルを選択する場合、パネリスト1名に対する3名の候補者の氏名と連絡先の詳細を提供する（これらの候補者は、ICANNが承認したプロバイダが有するパネリストの一覧から抽出可能）。</p> <p>(vi) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定する。</p> <p><u>(vii) 第2節(b)に従って、答弁書(付属文書を含む)のコピーを申立人に送付または送信済みであることを記述する。</u></p> <p>(viii) 以下に示す、相手方または権限のある代理人の署名(電子様式を問わず)付きの報告で、</p>	<p>氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>(iii) このJPドメイン名紛争処理手続きにおける登録者への希望連絡方法（連絡担当者、手段、郵送先住所及び電子メールアドレスを含む）を、(A)電子メール送付による場合、及び(B)郵送による場合、のそれぞれについて</p> <p>(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択（第3条(b)(iv)参照）している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p> <p>(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者はJPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>(vi) 申し立ての対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終了した法的手続き</p>
---	--

<p>結論付ける。</p> <p>「相手方は、この答弁書に記載されている情報が相手方の知る限り完全で正確であること、この答弁書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この答弁書で主張していることは手続規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの答弁書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します」</p> <p>(ix) 相手方が根拠とする、文書による記録または他の証拠のすべてを、証拠の一覧表とともに添付する。</p> <p>(d) 紛争の裁定者として 1 名構成のパネルを申立人が選択した状態で、3 名構成のパネルを相手方が選択する場合、相手方は、プロバイダの補則で規定されている、3 名構成パネルに適用する料金の半額を負担するものとします。この支払いは、プロバイダへの答弁書の提出と同時に行うものとします。万一、支払いがない場合は、1 名構成のパネルが紛争を裁定するものとします。</p> <p>(e) 相手方から要求がある場合は、プロバイダは、例外的に答弁書の提出期限を延長できます。</p>	<p>(vii) 次の結語及び登録者またはその権限ある代理人の <u>署名または記名捺印</u></p> <p>「登録者は、この答弁書に記載されている情報は、登録者が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この答弁が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」</p> <p>(viii) 登録者が依拠している証拠書類または他のすべての証拠、及びそれらの証拠の一覧と説明書</p> <p><u>(xiv) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状（代理権の存在を証明する書類）</u></p> <p><u>(xv) 登録者が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前 3 か月以内の日付をもって証明されたもの）</u></p> <p>(c) 申立人がパネリスト一名による構成のパネルを選択したが、登録者がパネリスト三名による構成のパネルを選択希望する場合には、登録者は紛争処理機関が定めた補則に規定されている三名構成パネルの料金の半額を負担しなければならない。この料金の支払は、紛争処理機関への答弁書の提出と同時になされなければならない。この料金の支払がないときには、一名構成のパネルで審理されるものとする。</p>
--	--

<p>提出期限は、プロバイダが必要であると認めれば、両当事者間で合意した書面での規定によっても延長できます。</p> <p>(f) 相手方が答弁書を提出しない場合、特別な事情がない限り、パネルは申立書に従って紛争を裁定するものとします。</p> <p>6. パネルの指名と裁定の時期</p> <p>(a) 各プロバイダは、一般に入手可能なパネリストの名前とその資格についての一覧を、維持および公開するものとします。</p> <p>(b) 申立人と相手方の両方が3名構成のパネルを選択しなかった場合（第3節(b)および第5節(b)(iv)を参照）、プロバイダは、答弁書の受領後または提出期限の満了後 <u>5日(暦日)</u>以内に、パネリストの一覧から1名のパネリストを指名するものとします。1名構成パネルの料金は、申立人が全額支払うものとします。</p> <p>(c) 申立人と相手方のどちらかが、紛争の裁定者として3名構成のパネルを選択した場合、プロバイダは、第6節(e)に規定されている手順に従って3名のパネリストを指名するものとします。3名構成パネルの料金は、申立人が全額支払うものとします。ただし、3名構成パネルを相手方が選択した場合を除きます。この場合に適用される料金は両当事者間で均等に負担す</p>	<p>(d) 登録者の上申があれば、紛争処理機関は、例外的な事件に限って、その答弁書の提出期限を延長することができる。また、提出期限は、両当事者の書面による合意があれば、それを紛争処理機関が認める限りにおいて、延長することができる。</p> <p><u>(e) 紛争処理機関は、答弁書を受領したならば、直ちに申立人にその答弁書を送付しなければならない。</u></p> <p>(f) もし登録者が答弁書を提出しないときには、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとする。</p> <p>第6条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(a) 各紛争処理機関は、パネリスト候補とその資格の一覧を作成し公表する。</p> <p>(b) 両当事者のいずれもが3名構成のパネルを選択しなかった場合（第3条(b)(iv)及び第5条(b)(v)を参照）には、紛争処理機関は、答弁書を受領した日または答弁書提出期限満了日から <u>5日(営業日)</u>以内に、そのパネリストの名簿から1名のパネリストを指名しなければならない。1名構成のパネルの料金は、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(c) 両当事者のいずれかが3名構成のパネルを選択した場合には、紛争処理機関は本条(e)に従って3名のパネリストを指名する。3名構成のパネルの料金</p>
---	---

<p>るものとしします。</p> <p>(d) 申立人は、3名構成のパネルを選択していない場合、相手方が選択するという内容の答弁書を受領してから <u>5日(暦日)</u>以内に、パネリスト1名に対して3名の候補者の氏名と連絡先の詳細をプロバイダに提出するものとしします。候補者については、ICANNが承認したすべてのプロバイダが所有するパネリストの一覧から抽出できます。</p> <p>(e) 申立人と相手方のどちらかが3名構成のパネルを選択した場合、プロバイダは、申立人と相手方の両方が提出した候補者の中から1名のパネリストを指名するよう努力するものとしします。両当事者が提出した候補者の一覧から、通常の条件に従って、<u>5日(暦日)</u>以内にパネリストを指名できない場合、プロバイダは、自身が所有するパネリストの一覧から指名するものとしします。3番目のパネリストについては、<u>プロバイダが両当事者に提示した5名の候補者の一覧から、プロバイダが指名するものとしします。5名の候補者の一覧が提示された5日(暦日)以内に、両当事者はプロバイダに候補者の意向を述べるすることができます。プロバイダは、両当事者の意向を合理的にバランス良く考慮したうえで、パネリストを選択するものとしします。</u></p> <p>(f) すべてのパネルが指名されたら、指名されたパネリストの名前、およびそのパネルの下した裁定がプロバイダに送られてくる期限日(例外的な事情がある場合を除き)を、プロバイダは両当事者に通知するものとしします。</p>	<p>は、登録者が3名構成のパネルを選択したときに限り両当事者が折半して均等に負担する場合を除き、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(d) 申立人が3名構成のパネルを選択せず、登録者が3名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから <u>5日(営業日)</u>以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、<u>5日(営業日)</u>以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、<u>紛争処理機関が指名するものとする。</u></p> <p>(f) 例外的な事情がある場合を除き、紛争処理機関は、パネル全体の指名後、両当事者、JPNIC及びJPRSに対して、指名されたパネリスト及びそのパネルが</p>
--	---

<p>7. 公平性と中立性</p> <p>パネリストは公平かつ中立であるものとし、指名を受ける前に、パネリストの公平性または中立性に疑念を生じさせる事情があれば、プロバイダに公表するものとします。紛争解決手続きのある段階で、パネリストの公平性または中立性に疑念を生じさせる新たな事情が発生した場合、パネリストは、この事情を直ちにプロバイダに開示するものとします。このような場合、プロバイダは、代替りのパネリストを指名する裁量を有するものとします。</p> <p>8. 当事者とパネルとの連絡</p> <p>当事者またはその代理人は、パネルに一方的に連絡を取ることはできません。いずれかの当事者がパネルまたはプロバイダと連絡を取る場合は必ず、プロバイダの補則に規定されている方法で指名された、訴訟管理人へ連絡するものとします。</p> <p>9. パネルへのファイルの送信</p> <p>1名構成のパネルの場合はパネリストが指名され次第、3名構成のパネルの場合は最後のパネリストが指名され次第、プロバイダは、ファイルをパネルに送信するものとします。</p>	<p>裁定を下す予定日を通知しなければならない。</p> <p>第7条 公平性と独立性</p> <p>パネリストは公平、独立でなければならず、その指名を受ける前に、その公平性と独立性について何らかの疑念を生ぜしめる事由がある場合には、紛争処理機関に対しその事由を開示しなければならない。手続中に疑念を生じさせるような新たな事情が発生したときも、直ちに紛争処理機関に対し開示しなければならない。これらの場合、紛争処理機関は代替りのパネリストを指名することができる。</p> <p>第8条 当事者とパネル間の連絡</p> <p>当事者及びその代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第9条 一件書類のパネルへの移送</p> <p>紛争処理機関は、パネルの指名終了後（三名構成のパネルのときは、最後のパネリストの指名終了後）直ちに、一件書類をパネルに送付する。</p>
---	--

<p>10. パネルの権限</p> <p>(a) パネルは、ポリシーおよび手続規則に従って、適切と思われる方法で紛争解決手続きを実行するものとします。</p> <p>(b) すべての訴訟において、パネルは、両当事者が平等に扱われ、各当事者が自身の主張を述べるための公平な機会を与えられるように、努めるものとします。</p> <p>(c) パネルは、紛争解決手続きが迅速に行われるように努めるものとします。手続規則またはパネルにより決められた期間は、いずれかの当事者の要求またはパネル自身の意志で延長することができます。</p> <p>(d) パネルは、証拠の許容性、関連性、具体性、および重要性を決定するものとします。</p> <p>(e) パネルは、ポリシーおよび手続規則に従って、ドメイン名に関する複数の紛争を併合審理にしてほしいという当事者からの要求を判断するものとします。</p> <p>11. 手続言語</p> <p>(a) 当事者間による別段の合意または登録契約に別段の定めがない限り、紛争解決手続きに使用する言語は、登録契約の言語とします。あるいは、紛争解決手続きの事情によっては、パネルの決定に従います。</p>	<p>第10条 パネルの権限</p> <p>(a) パネルは、処理方針と本規則に従って、適正と思われる方法で手続を実施しなければならない。</p> <p>(b) すべての事件において、両当事者が平等に扱われ、各当事者のそれぞれの立場を表明する機会が公平に与えられるよう、パネルは努力しなければならない。</p> <p>(c) パネルは、JP ドメイン名紛争処理手続を迅速に行わなければならない。ただし、特段の事情がある例外的な事件に限り、当事者の要請またはパネル自身の決定により、本規則またはパネルが定めた期間を延長することができる。</p> <p>(d) パネルは、証拠の証拠能力、関連性、証明力を決定しなければならない。</p> <p>(e) パネルは、処理方針及び本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの申立ての許否を決定しなければならない。</p> <p>第11条 手続言語</p> <p>(a) 手続言語は日本語とする。ただし、手続実施の状況を踏まえて、パネルが別段の決定をする場合には、この限りではない。</p>
--	---

<p>(b) パネルは、紛争解決手続きの言語以外の言語で提出される文書について、全文または一部を紛争解決手続きの言語に翻訳したものを添付するよう命じることができます。</p> <p>12. 陳述の追加 パネルは自身の裁量で、申立書および答弁書に加え、陳述または文書を用意するよう、両当事者に対して要求できます。</p> <p>13. 対面審問 対面審問（電話会議、テレビ会議 Web 会議による審問を含む）は行わないものとします。ただし、パネルが自身の裁量により、また例外として、申し立てを裁定するのに対面審問が必要だと判断した場合に限り、行うことができます。</p> <p>14. 義務の不履行 (a) 手続規則またはパネルによって定められた期間を当事者が遵守しない場合でも、特別な事情がなければ、パネルは申し立ての裁定を進めるものとします。 (b) 手続規則またはパネルから要請された対応や要件を当事者が遵守しない場合でも、特別な事情がなければ、パネルはそこから最適と思われる判断を導き出すものとします。</p>	<p>(b) パネルは、手続言語以外で提出された書類について、その全部または一部について手続言語への翻訳の提出を求めることができる。</p> <p>第 12 条 陳述・書類の追加 パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、申立書及び答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。</p> <p>第 13 条 当事者に対する審問 電話、ビデオ及びウェブ上での会議を含めて、当事者に対する審問を行わないものとする。ただし、特段の事情のある例外的な場合に限り、パネルの決定により、裁定を下すに必要な限度で、かかる審問を行うことができる。</p> <p>第 14 条 義務の不履行 (a) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則またはパネルが定めた期限を遵守しない場合が生じたとしても、パネルはその申し立てについて裁定を下さなければならない。 (b) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則の規定もしくは要件またはパネルの要請を履行しないとしても、パネルは適切と思われる</p>
--	--

<p>15. パネルによる裁定</p> <p>(a) パネルによる申し立ての裁定は、ポリシー、手続規則、および適用可能と判断した法の規則や原則に従い提出された、陳述と文書に基づくものとします。</p> <p>(b) 特別な事情がなければ、パネルは、第 6 節による指名があった日から 14 日以内に、申し立てに対する裁定をプロバイダに送信するものとします。</p> <p>(c) 3 名構成のパネルの場合は、多数決により裁定を下すものとします。</p> <p>(d) パネルは文書により裁定を下し、その文書には、裁定の理由、裁定日、パネリストの氏名を記載するものとします。</p> <p>(e) 裁定結果および反対意見は、プロバイダの補則に規定されている、字数制限のガイドラインに通常従うものとします。いかなる反対意見も、多数決の結果に付記するものとします。紛争の内容がポリシーの第 4 節(a)の範囲ではないとの結論に達した場合、パネルはその旨を記載するものとします。申し立ての内容を検討した結果、その申し立てが、ドメイン名の逆ハイジャックを意図した悪意によるもの、またはドメイン名所有者に対して嫌がらせをするものだと気付いた場合、パネルは、その申し立ては悪意によるものであり、紛争解決手続きの悪用に相当するものだという事を裁定の中で公表するものとします。</p>	<p>判断を下さなければならない。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・文書及び審問の結果に基づき、処理方針、本規則及び適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。</p> <p>(b) 例外的な事情がある場合を除き、パネルは第 6 条による指名があった日から 14 日（営業日）以内に、申し立てに対する裁定を紛争処理機関に通知しなければならない。</p> <p>(c) パネリスト三名で構成されるパネルのときは、その裁定は、多数決により下されなければならない。</p> <p>(d) パネルの裁定は、書面によるものとし、その裁定の内容、理由を述べるとともに、裁定日とパネリストの氏名を記載し、パネリストの署名または記名捺印をするものとする。</p> <p>(e) 裁定及び反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第 4 条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、</p>
---	--

<p>16. 当事者への裁定結果の連絡</p> <p>(a) パネルから裁定を受領した日から 3 日(営業日)以内に、プロバイダは、裁定の全文を各当事者、関係するレジストラ、および ICANN に連絡するものとします。本案件に参与しているレジストラは、プロバイダから裁定を受領してから <u>3 日(営業日)以内</u> に、ポリシーに従い、裁定を実施する日付を各当事者、プロバイダ、および ICANN に伝達するものとします。</p> <p>(b) パネルが別段の決定をする場合を除き (ポリシーの第 4 節(i)を参照)、プロバイダは、裁定の全文と裁定日を Web サイトに公開するものとします。いかなる場合であっても、申し立てが悪意によるものだという裁定が下されたときには (手続規則の第 15 節(e)を参照)、その裁定部分を公表するものとします。</p> <p>17. 和解またはその他の理由による終結</p> <p><u>(a) パネルの裁定前に両当事者が和解に合意した場合、パネルは紛争解決手続きを終結するものとします。和解は以下の手順 17(a)(i)~17(a)(vii) に従うものとします。</u></p>	<p>処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立てであり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならぬ。</p> <p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>紛争処理機関は、パネルからの裁定受領から 3 日 (営業日) 以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC 及び JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関及び JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日 (<u>裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)</u>) を <u>直ちに</u> 連絡しなければならない。</p> <p>JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する (処理方針第 4 条 j 項を参照)。いかなる場合であっても、申し立てが不正の目的によるものである (第 15 条(e)を参照) との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>第 17 条 <u>取下げ、</u> 和解その他の理由による手続の終結</p> <p><u>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、申</u></p>
--	---

<p><u>(i) 当事者がプロバイダとの和解協議中であることを理由に、手続きを一時停止するよう要求する書面を提出する。</u></p> <p><u>(ii) プロバイダが、一時停止要求を受領したことを確認し、一時停止が要求されたことと一時停止の予定期間をレジストラに通知する。</u></p> <p><u>(iii) 当事者が和解に達したら、プロバイダの補則および和解フォームに加えて規定の和解フォームをプロバイダに提出する。規定の和解フォームとは契約自体ではなく、当事者の個々の和解契約の基本条項を要約したものにすぎない。プロバイダは、記入が完了した和解フォームをいかなる第三者にも開示しないものとする。</u></p> <p><u>(iv) プロバイダは、レジストラが実施しなければならない活動に関連する和解結果をレジストラに確認するものとする。その際、当事者には複写で知らせるものとする。</u></p> <p><u>(v) 17(a)(iv) に加えてプロバイダから通知を受け取ったレジストラは、2 日（営業日）以内にロックを解除するものとする。</u></p> <p><u>(vi) 申立人は、ドメイン名に関する和解がプロバイダの補則の他に実施されたことをプロバイダに確認する。</u></p> <p><u>(vii) 和解について規定されていない限り、プロバイダは手続きを、確定力のない決定として却下する。</u></p>	<p><u>立てを取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後にあっては、その同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(b) 前項により申立てが取り下げられたとき、その手続は終了する。</u></p>
--	--

<p>(b) パネルの裁定前に何らかの理由で紛争解決手続きが不要、または継続が不可能になった場合、パネルが定めた期間内にいずれかの当事者から正当な理由の異議がなければ、パネルは、紛争解決手続きを終結するものとします。</p> <p>18. 裁判所による手続きの効果</p> <p>(a) 申し立ての対象であるドメイン名に関する紛争について、紛争解決手続きの前または期間中に何らかの法的手続きが開始された場合、パネルは、その紛争解決手続きを一時停止、終結、あるいは続行するかどうかを自身の裁量により決定するものとします。</p> <p>(b) 申し立ての対象であるドメイン名に関する紛争について、いずれかの当事者が紛争解決手続きの係属中に何らかの法的手続きを開始した場合、その当事者は、その旨をパネルおよびプロバイダに直ちに通知するものとします。前述の第8節を参照してください。</p> <p>19. 料金</p> <p>(a) 申立人は、プロバイダの補則に従い、初期固定料金を期限内にプロバイダに支払うものとします。申立人が選択した1名構成のパネルを採用せず、相手方が第5節(b)(iv)に基づき3名構成のパネルを選択する場合、相手方は、3名構成のパネルにかかる固定料金の半額をプロバ</p>	<p>(c) パネルの裁定前に何らかの理由でその手続きの続行が不必要または不可能になったときには、パネルは、パネル自身が定めた期間内に、いずれかの当事者からそれに反対する正当な異議理由の提出がなければ、その手続きを終了する。</p> <p>第18条 裁判所における手続きの効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、申し立ての対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、そのJP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p> <p>(b) JP ドメイン名紛争処理手続の係属中に、いずれかの当事者が申し立ての対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続を開始した場合には、当事者は速やかに紛争処理機関と、第8条に規定する方法でパネルにその旨を通知しなければならない。</p> <p>第19条 料金</p> <p>(a) 申立人は、紛争処理機関が定めた補則に従い、料金を期限内に紛争処理機関に支払わなければならない。申立人がパネリスト一名の構成によるパネルを</p>
--	---

イダに支払うこととします。第 5 節(c)を参照してください。その他すべての場合、第 19 節(d)に規定されている場合を除き、申立人はプロバイダの料金の全額を負担することとします。パネルの指名後に必要があれば、プロバイダは、補則に従い、初期料金の一部を適切な額で申立人に返金するものとします。

(b) プロバイダは、申立人が第 19 節(a)に従って初期料金を支払うまでは、申し立てについて一切の行動を起こしてはならないものとします。

(c) 申立書の受領後 10 日(暦日)以内にプロバイダに料金の支払いがない場合、申し立ては取り下げたものと見なされ、紛争解決手続きは終了します。

(d) 対面審問が開かれるなどの特別な事情がある場合、プロバイダは、両当事者とパネルとの合意に基づいて定められた追加料金の支払いを、両当事者に要求できるものとします。

選択し、登録者が第 5 条(b)(iv)の規定によってパネリスト三名の構成によるパネルを選択したときには、登録者は、パネリスト三名構成のパネルにかかる料金の半額を紛争処理機関に支払わなければならない(第 5 条(c)を参照)。これ以外は、本条(d)に規定されている場合を除き、申立人が紛争処理機関の料金のすべてを負担しなければならない。パネルの指名後、紛争処理機関は補則に従い、必要があれば、申立人に対して追加料金を請求し、または料金の一部を返金しなければならない。

(b) 申立人から前項に定める料金の支払があるまでは、紛争処理機関は申し立てについて一切の手続を進めてはならない。

(c) 紛争処理機関が申立書を受領してから 10 日(営業日)以内に紛争処理機関に対して料金の支払いがない場合には、その申し立ては取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。

(d) 当事者に対する審問のような例外的な事情が発生した場合には、紛争処理機関は、両当事者とパネルの合意に基づき、それに要した追加料金を請求することができる。

(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録及び登録更新に当たって登録規則に定め

<p>20. 免責</p> <p>故意の不法行為の場合を除き、手続規則に基づく紛争解決手続きに関係する、すべての作為または不作為について、プロバイダとパネリストの両者は当事者に対して一切の責任を負わないものとします。</p> <p>21. 改訂</p> <p>プロバイダへの申立書の提出時に有効だった手続規則のバージョンが、その結果開始される紛争解決手続きに適用されるものとします。手続規則は、ICANN の書面での承認なしに改訂することはできません。</p>	<p><u>る所定の登録料または維持料を支払うものとする。</u></p> <p>第 20 条 免責</p> <p>故意による不法行為を除き、紛争処理機関及びパネリストは、本規則に基づくすべての手続に関係するいかなる作為・不作為についても、両当事者への責任を一切負わない。</p> <p>第 21 条 改訂</p> <p><u>JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。 JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。</u> 申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p>
--	--

補則

<p>World Intellectual Property Organization Supplemental Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (the WIPO "Supplemental Rules") (In effect as of July 31, 2015)</p> <p>1. Scope 2. Definitions 3. Communications</p>	<p>JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則</p>
---	----------------------------------

<p>4. Submission of Complaint and Annexes</p> <p>5. Formalities Compliance Review</p> <p>6. Appointment of Case Administrator</p> <p>7. Submission of Response and Annexes</p> <p>8. Panelist Appointment Procedures</p> <p>9. Declaration</p> <p>10. Fees</p> <p>11. Word Limits</p> <p>12. File Size and Format Modalities</p> <p>13. Settlement</p> <p>14. Amendments</p> <p>15. Exclusion of Liability</p>	
<p>1. Scope</p> <p>(a) Relationship to Rules. These Supplemental Rules are to be read and used in connection with the Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy, approved by the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) on September 28, 2013 (the "Rules").</p> <p>(b) Version of Supplemental Rules. The version of these Supplemental Rules as in effect on the date of the submission of the complaint shall apply to the administrative proceeding commenced thereby.</p>	<p>第1条 目的</p> <p>(a) 本補則は、日本知的財産仲裁センター（以下「本センター」という）が、（一社）日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）に基づき、JP ドメイン名紛争処理手続を行う際の細則を定めることを目的とする。</p> <p>(b) 本センターに対して JP ドメイン名紛争処理手続開始の申立てがなされた際には、</p>

2. Definitions

Any term defined in the Rules shall have the same meaning in these Supplemental Rules.

3. Communications

(a) Modalities. Subject to Paragraphs 3(b) and 5(c) of the Rules, except where otherwise agreed with the WIPO Arbitration and Mediation Center (the "Center"), any submission that may or is required to be made to the Center or to an Administrative Panel pursuant to these Rules, shall be made either:

(i) by electronic mail (email) using the address specified by the Center; or

(ii) through the Center's Internet-based case filing and administration system.

その時点で有効な本補則が適用されるものとする。

第2条 定義

(a) 本補則中で使用されている用語のうち、手続規則中で使用されている用語と同一の用語については、手続規則におけるのと同一の意味を有するものとする。

(b) 本補則において「営業日」とは、土、日、祭日その他本センターが定める日を除いた、本センターが通常の業務を行う日をいう。

第3条 書類の提出方法

(a) 手続規則第3条(b)または第5条(b)に基づき、本センターに対して提出される書類は、以下の(i)および(ii)の方法により提出されなければならない。

(i) 郵送

(ii) 電子メール（電子メールで送付することができない関係書類は除く）

(b) 本センターに対して、本条(a)項(i)に基づく書類（手続規則第3条(b)(xv)及び(xvi)又は第5条(b)(ix)及び(x)に規定する書類を除く）を提出する際には、その写し3部を

(b) Archive. The Center shall maintain an archive of all communications received or required to be made under the Rules.

4. Submission of Complaint and Annexes

(a) Complaint Including Annexes. The complaint including any annexes shall be submitted electronically in complete form (in accordance with Paragraph 12(a) below).

(b) Complaint Transmittal Coversheet. The Complainant shall be required to send or transmit its complaint under cover of the Complaint Transmittal Coversheet set out in Annex A hereto and posted on the Center's website. Where available, the Complainant shall use the version that is in the same language(s) as the registration agreement(s) for the domain name(s) that is/are the subject of the complaint.

(c) Registrar Notification. The Complainant shall provide a copy of the complaint to the concerned Registrar(s) at the same time as it submits its complaint to the Center.

(d) Complaint Notification Instructions. In accordance with Paragraph 4(c) of the Rules, the Center shall forward the complaint electronically to the Respondent together with the instructions set out in Annex B hereto and posted on the Center's website. In accordance with Paragraph 2(a)(i) of the Rules the Center shall also forward Written

添付して提出しなければならない。
本センターに対して、本条(a)項(ii)に基づく
電子メールにより書類を送信する際には、
本センターが別途指定する電子メールアドレス
に対して送信しなければならない。

(d) 本センターは、本センターに提出された書類を別途保管するものとする。

Notice of the complaint to the Respondent.

5. Formalities Compliance Review

(a) Deficiency Notification. The Center shall, within five (5) calendar days of receiving the complaint, review the complaint for compliance with the formal requirements of the Policy, Rules and Supplemental Rules and notify the Complainant and Respondent of any deficiencies therein.

(b) Withdrawal. If the Complainant fails to remedy any deficiencies identified by the Center within the time period provided for in Paragraph 4(d) of the Rules (i.e., five (5) calendar days), the Center shall notify the Complainant, the Respondent and the concerned Registrar(s) of the deemed withdrawal of the complaint.

(c) Fee Refunds. Unless the Complainant confirms its intention to re-submit a complaint to the Center following a deemed withdrawal, the Center shall refund the fee paid by the Complainant pursuant to Paragraph 19 of the Rules, less a processing fee as set forth in Annex D.

第4条 申立書の審査

(a) 本センターは、申立書が提出された場合には、手続規則第19条に基づき料金の支払がなされた後、申立書が、JPNICにより採択され、株式会社日本レジストリサービス(以下、JPRS という)が制定する「登録規則」からの参照により、それと一体になる「JPドメイン名紛争処理方針」(以下「方針」という)、手続規則ならびに本補則に適合しているのか否かを審査し、不備が発見された場合にはその旨を申立人に対して通知する。

(b) 申立人が、手続規則第4条(b)が定める5日(営業日)以内に前項の不備を補正しなかった場合には、当該申立ては取り下げられたものとみなされる。ただし、この場合にも、申立人は、新たな申立てをなすことができる。

第5条 申立書の送付

本センターは、申立書につき前条(a)項の審査を行い、不備が発見されなかった場合に

6. Appointment of Case Administrator

(a) Notification. The Center shall advise the Parties of the name and contact details of a member of its staff who shall be the Case Administrator and who shall be responsible for all administrative matters relating to the dispute and communications to the Administrative Panel.

(b) Responsibilities. The Case Administrator may provide administrative assistance to the Administrative Panel or a Panelist, but shall have no authority to decide matters of a substantive nature concerning the dispute.

7. Submission of a Response

The response including any annexes shall be submitted electronically in complete form (in accordance with Paragraph 12(b) below).

8. Panelist Appointment Procedures

(a) Party Candidates. Where a Party is required to submit the names of three (3) candidates for consideration for appointment by the Center as a Panelist (i.e., in accordance with Paragraphs 3(b)(iv), 5(c)(v) and 6(d) of the Rules), that Party shall provide the names and contact details of its three candidates in the order of its preference. In appointing a Panelist, the Center shall, subject to availability, respect the order of preference indicated by a Party.

は、手続規則第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から 5 日（営業日）以内に、登録者に対して申立書を送付する。

第 7 条 事件管理者

(a) 手続規則に基づく事件の管理は、センターの運営委員会が行い、その事務はセンターの事務局が行なう。

(b) 運営委員会は申立てがあったときに直ちに事件管理者を 選任 してその事件の管理に当たらせる。

(b) Presiding Panelist

(i) The third Panelist appointed in accordance with Paragraph 6(e) of the Rules shall be the Presiding Panelist.

(ii) Where, under Paragraph 6(e) of the Rules, a Party fails to indicate its order of preference for the Presiding Panelist to the Center, the Center shall nevertheless proceed to appoint the Presiding Panelist.

(iii) Notwithstanding the procedure provided for in Paragraph 6(e) of the Rules, the Parties may jointly agree on the identity of the Presiding Panelist, in which case they shall notify the Center in writing of such agreement no later than five (5) calendar days after receiving the list of candidates provided for in Paragraph 6(e) of the Rules.

(c) Respondent Default

Where the Respondent does not submit a response or does not submit the payment provided for in Paragraph 5(d) of the Rules by the deadline specified by the Center, the Center shall proceed to appoint the Administrative Panel, as follows:

(i) If the Complainant has designated a single member Administrative Panel, the Center shall appoint the Panelist from its published list;

(ii) If the Complainant has designated a three member Administrative Panel, the Center shall, subject to availability, appoint one Panelist from the names submitted by the Complainant and shall appoint the second Panelist and the Presiding Panelist from its published list.

第6条 主任パネリスト

申立人または登録者が三名構成のパネルを選択した場合には、本センターが手続規則第6条(e)項第3文に基づき指名する三番目のパネリストが、JPドメイン名紛争処理手続を主宰する主任パネリストとなるものとする。

9. Declaration

In accordance with Paragraph 7 of the Rules, prior to appointment as a Panelist, a candidate shall be required to submit to the Center a Declaration of Independence and Impartiality using the form set out in Annex C hereto and posted on the Center's web site.

10. Fees

The applicable fees for the administrative procedure are specified in Annex D hereto and posted on the Center's web site.

11. Word Limits

- (a) The word limit under Paragraph 3(b)(ix) of the Rules shall be 5,000 words.
- (b) The word limit under Paragraph 5(c)(i) of the Rules shall be 5,000 words.
- (c) For the purposes of Paragraph 15(e) of the Rules, there shall be no word limits.

第9条 料金

JP ドメイン名紛争処理手続利用に要する料金は、本補則の一部をなす「JP ドメイン名紛争処理手数料規則」が定めるところによる。

第10条 字数制限

申立ての理由は、10,000字（句読点を含む）以内にて作成されなければならない。
申立書の陳述・主張に対する答弁は、10,000字（句読点を含む）以内にて作成されなければならない。
裁定および反対意見については、字数制限を設けないものとする。

第8条 連絡通知方法

本センターと選任されたパネリストとの間

<p>12. File Size and Format Modalities</p> <p>(a) The <u>file size and</u> format modalities under Paragraph 3(b) of the Rules shall be as set forth in Annex E hereto and posted on the Center’s website.</p> <p>(b) The <u>file size and</u> format modalities under Paragraph 5(c) of the Rules shall be set forth in Annex E hereto and posted on the Center’s website.</p> <p><u>13. Settlement</u></p> <p><u>In accordance with Paragraph 17 of the Rules, if before Panel appointment the Parties agree on a settlement, the Parties shall notify the Center, for example by submitting the Standard Settlement Form as set forth in Annex F hereto and posted on the Center’s website. An email version of the Center’s Standard Settlement Form is also available upon request by the Parties.</u></p> <p>14. Amendments</p> <p>Subject to the Policy and Rules, the Center may amend these Supplemental Rules in its sole discretion.</p> <p>15. Exclusion of Liability</p> <p>Except in respect of deliberate wrongdoing, an Administrative Panel, the World Intellectual Property Organization</p>	<p><u>の連絡方法は、電話、電子メール、その他本センターが定めた方法によるものとする。</u></p> <p>本センターから申立人、登録者ならびにパネリストに対して送付する連絡通知文書の様式については、本センターにおいて別途定めた様式によるものとする。</p> <p>第 11 条 変更</p> <p>本センターは、方針、手続規則が変更された場合、その他本センターが必要と認めた場合には、本補則をいつでも改正することができる。</p> <p>第 12 条 免責</p> <p>本センター、パネリスト、本センターの事</p>
--	---

and the Center shall not be liable to a party, a concerned registrar or ICANN for any act or omission in connection with the administrative proceeding.

件管理者・職員その他のすべての関係者は、故意による場合を除き、JP ドメイン名紛争処理手続の内容および結果に対して、如何なる責任も負わない。

附則

本補則は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。但し、それ以前に申立のあった事件について現に継続中の事件に適用することを妨げない。

附則

第 3 条(b)の改定規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 3 条(b)及び第 5 条の改定規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。